

市・県民税、所得税の申告はお早めに

平成29年度の市・県民税は、平成28年中の所得を基に計算されます。確定申告をしなくてはならない場合でも、市・県民税の申告はしなければなりません。

また、所得税は、皆さん自身が自分の税額を計算し、納税します。税務署などで配布している「所得税の確定申告の手引き」や申告書が簡単に作成できる国税庁のホームページなどを利用して、期限内に申告し、納税を済ませましょう。

問い合わせ

●市・県民税に関する問い合わせ
税務課市民税係（☎内線1122・1136）

●国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）「作成コーナー」の操作をご覧ください
e・Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570・01・5901※祝日を除く月～金曜日）
●確定申告に関するお問い合わせ
富岡税務署（☎63・2235※自動音声案内）

市・県民税

2月15日(水)～
3月15日(水)



申告が必要な人
（次ページのフローチャートを参考にしてください）

- ①平成29年1月1日現在、富岡市に住所がある人で、次のいずれかに該当する人
 - ▽営業・農業などの事業を営んでいる人
 - ▽不動産所得（地代・家賃・駐車場料・広告料など）・配当所得・一時所得（生命保険契約に基づく満期返戻金など）・雑所得などがある人
 - ▽国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人で、所得がなく、誰の扶養親族にもなっていない人
- ②平成29年1月1日現在、富岡市に住所があり、給与所得がある人で、次のいずれかに該当する人
 - ▽勤務先から市に給与支払報告書の提出がない人
 - ▽給与所得以外に所得がある人
- ▽平成28年中に中途就職・退職などにより、勤務先で年末調整をしていない人

申告を怠ると...

遺族年金や障害年金などの「非課税所得」のみを受けている人や、前年中に全く所得がなかった人でも、申告書を提出することにより、所得証明などの税証明、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金保険料の免除、介護保険料・保育料や市営住宅家賃などの算定の資料になります。提出しないと所得の有無が判断できず、申告の催促などでご迷惑をお掛けする場合がありますので、期限内に忘れずに申告してください。

※所得税の確定申告をする人や給与所得のみで年末調整が正しく済んでいて、勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人は、市・県民税の申告は必要ありません。

●市・県民税の申告相談・受付を、申告期間中に地区公民館などで行います。日時や会場など詳しくは、18ページをご覧ください。

農業者の皆さんへ 青色申告をはじめましょう

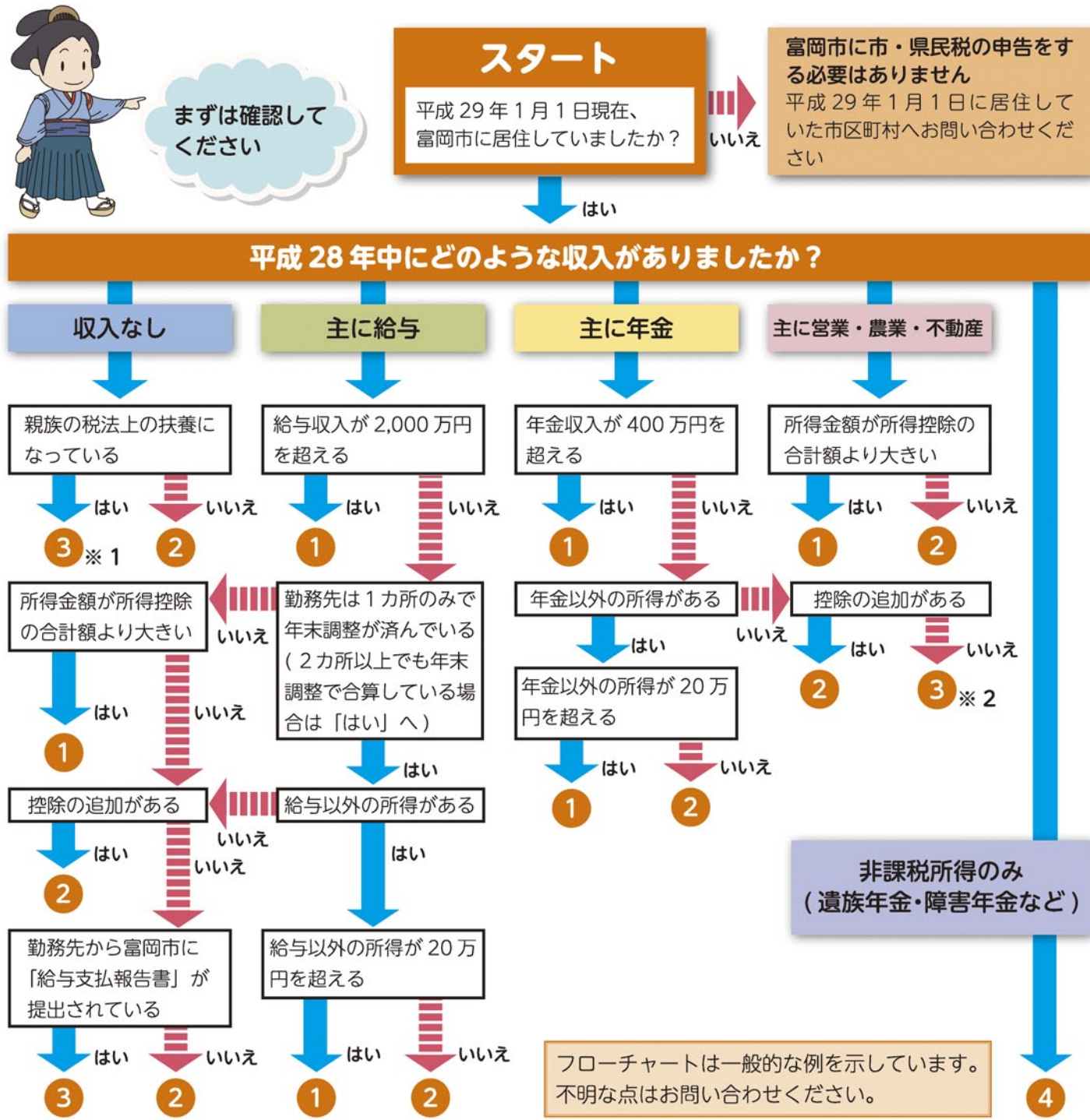
青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。また、白色申告にはない多くの税制上のメリットがあり、効果的な節税が行えます。農業者の皆さん、青色申告に取り組んでみませんか。

※平成29年分の所得から青色申告を行う場合は、3月15日(水)までに富岡税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

問い合わせ 富岡税務署
（☎63-2235 ※自動音声案内）

青色申告を行っている農業者を対象とした、収入保険制度の導入が政府の農林水産業・地域の活力創造本部で決定しました。

この制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。詳しくは、農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/index.html）をご覧ください。



判定結果

1	確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば市・県民税の申告は必要ありません。確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を必ず記入してください。
2	市・県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
3	確定申告、市・県民税の申告は必要ありません	「※1」の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。「※2」の人で所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
4	市・県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置を受ける場合や、国民年金保険料の免除申請をする場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。

※所得税には、復興特別所得税も含まれます。